

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

| | | | | | |
|--|---|--|--------------------------------------|--------------------|---|
| (あて先) 京都府知事 | | 20 | | | |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) | | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) | | | |
| 京都市左京区大菊町118 新大菊荘2F東 | | (有) ひのでやエコライフ研究所 代表取締役 鈴木靖文 電話 075 - 751 - | | | |
| 京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。 | | | | | |
| 特定事業者の主たる業種 | コンサルタント業 | | | | |
| 該当する事業者要件 | <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) | | | | |
| 計画期間 | 平成18年5月～平成20年4月 | | | | |
| 基本方針 | 機器のリプレースについて着実に計画実行するとともに、機器の利用削減に各自が心がける。 | | | | |
| 推進体制 | 代表取締役をトップとする管理体制のもとで進める | | | | |
| 年度ごとの具体的な取組及び措置 | 年度 | 設備、対象、工程等 | 計画内容 | | |
| | 平成18 | | デスクトップパソコンからノートパソコンへの転換 | | |
| | 平成19 | | 新たな個人暖房技術の開発・検討 | | |
| | 平成19 | | 省エネ型冷蔵庫への買い替え | | |
| 温室効果ガスの排出量等 | 排出区分 | 基準年度(実績) (平成17)年度 (二酸化炭素換算(t)) | 目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t)) | 削減率 (計画) (%) | |
| | A 事業所等排出区分 | 0.592 t | 0.512 t | -13.5 % | |
| | B 輸送車両排出区分 | t | t | % | |
| | C その他排出区分 | t | t | % | |
| | 排出合計 | *1 0.592 t | *2 0.512 t | -13.5 % | |
| その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等 | 対策等の区分 | 目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t)) | | | |
| | 森林の保全及び整備 | (整備面積) | ha | (吸収量) | t |
| | 府内産の木材の利用 | (利用量) | m ³ | (削減量) | t |
| | 自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給 | (売電量) | kwh | (削減量) | t |
| | | (熱供給量) | GJ | (削減量) | t |
| | グリーン電力の購入 | (購入量) | kwh | (削減量) | t |
| | 削減量等合計 | | | *3 | t |
| 差引排出量 (排出合計-削減等合計) | 基準年度(実績) | 目標年度(計画) | 削減率(計画) | | |
| | *1 0.592 t | (*2)-(*3) 0.512 t | -13.5 % | | |
| 特記事項 | 計画期間中に事業拡大ともなっており、電力消費量が増大する見込みの場合には、太陽光発電の活用、グリーン電力の購入も検討をする。また、自社の削減ではないが、市民向けに温暖化対策を達成しやすいような技術開発と、ノウハウの提供に務める。 | | | | |
| 連絡先 | 担当部署 | | | | |
| | 担当者氏名 | | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 電話番号 | | | | |
| | ファクシミリ番号 | | | | |

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。